

平成24年度 第2回 芦屋市霊園使用者選考委員会 会議録

日 時	平成25年1月25日(金) 午前10時00分～午前11時00分
場 所	市役所北館2階 会議室2
出席者	出席委員 ・米田委員長・戎井委員・進藤委員・直林委員・野島委員・中上委員 ・熱田委員・北田委員 欠席委員 ・なし 事務局 ・都市環境部環境課 森位課長, 西中主査
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	なし(委員・事務局以外の参加者)

1 会議次第

(1) 議事

- (ア) 報告事項について
- (イ) 墓地使用者の申込結果について
- (ウ) 抽選方法について

(2) その他

- (ア) 今後の日程について
- (イ) その他

2 提出資料

資料1 募集墓地申込件数一覧表

資料2 平成24年度芦屋市霊園墓地使用者の決定方法(抽選)について

3 審議経過

委員長 ただ今から、芦屋市霊園使用者選考委員会を開催させていただきます。  
本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。  
では、本日の委員会の成立状況及び傍聴者の状況につきまして、事務局から報告をお願いします。

事務局 委員数8名中全員の委員さんが出席されております。  
選考委員会規則第3条第2項により、会議は成立しています。また、傍聴者はおられません。

委員長 次に、選考委員会の公開、非公開の取扱いについてお諮りします。  
事務局から公開、非公開の取扱いについて説明をお願いします。

事務局 芦屋市情報公開条例で、付属機関等の行う会議は、原則公開と定められております。  
ただし、非公開情報が含まれる事項について審議する場合、あるいは公開することにより会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば、公開しないことができることになっております。(条例第19条)

委員長 芦屋市情報公開条例で定められているのが原則公開という事になっています。これまでの委員会におきまして、すべて公開という取扱いをさせていただいていますし、本日の議題は公開することによって審議に支障を来すものでもありませんので原則公開に則って、この委員会を公開ということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、本委員会については公開ということで進めさせていただきます。  
次に、この委員会の議事録につきましての取扱いをどうするかということについて、事務局から報告をお願いします。

事務局 議事録の公開請求があった場合の取扱いについてですが、会議が非公開でも直ちに議事録は非公開という事ではありません。芦屋市情報公開条例第7条に非公開にする場合について規定されていますのでそれに合わせて判断をしていきたいと思っております。

委員長 事務局から芦屋市情報公開条例第7条により取扱いをしたいという申し出でございます。特に公開をしないというのは個人情報によるもので、公開する事によってその個人の権利とか利益を著しく害する場合は公開しないという事になっている様です。この辺は事務局にお任せしたいと思っておりますので請求があった場合は事務局の方で取扱いについて、宜しくお願ひしたいと思います。  
それでは、審議に移りたいと思ひます。事務局の方から本日の資料について配布状況・点検・説明をお願いします。

事務局 (資料の確認・説明)

委員長 それでは、議事の1番目の報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 平成24年度芦屋市霊園墓地使用者申込の受付後、11月14日付けの申込者につきまして、墓地の申込資格の「平成23年11月1日以前から引き続いて、芦屋市内に住所を有する方」に満たないため、平成24年11月21日付け文書にて受付を無効としましたが、12月3日応募者が環境課へ来庁され芦屋市からの転出理由並びに受付受理について申出がありました。

応募者は、平成15年6月から芦屋市住民となりましたが、病気治療のため一旦平成23年10月7日に転出され、平成23年12月14日再度、芦屋市へ転入されました。しかしながら実質的な生活の本拠は芦屋市にあり、生活を共にする奥様は当初から芦屋市に住民登録があることから、申

込み資格の1年に満たないが、事情を考慮願ひ受付を受理していただきたいとの要望でした。

申出内容について、霊園使用者選考委員会委員長と協議の結果、住民登録期間（1年以上）要件の不足する事由が病気治療等であることを考慮し、芦屋市霊園使用条例第2条第2項（ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。）に基づき受付を受理させていただいたという報告でございます。

委員長 ただいまの事務局の報告で疑問点、質問、意見があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

中上委員 病気治療のために住居を移したという事は、例えば特別養護老人施設へ入るのに法律では住居を移しなさいという事があるのでしょうか。それでその様な形になったのでしょうか。

事務局 施設ではございません。民間の病院です。病院の方で住所を移さざるを得ない点や保険の関係ぐらいだと思います。期間的にはそんなに長い期間ではありません。

熱田委員 応募者というのは御主人様でしたけれども、奥様ではいけないのでしょうか。世帯主でないと。

事務局 そうではありません。遺骨の一親等かどうかです。奥様でしたら義理の親になってしまいます。

委員長 事務局の方から諮問という形で相談がありまして、時間的な余裕が無い状況の中で、個人の意向を尊重した形で、多分、御主人ですから自分が申込みたいという気持も配慮いたしまして、今回この様な決定をさせていただきました。この取扱について皆さんの御了解を得たいと思います。

（異議なし・了解）

委員長 了解を得て承認をされたという事にさせていただきます。

事務局 この様なケースが今後でてきた場合に、今回と同じ様な形で対応させていただいていいのか。又、改めて時間的に余裕があった場合は事務局として委員会を開催させていただいたうえで判断を仰がなければいけないものかどうか。

委員長 今後、今回と同様に事務局から随時に諮問を受けた場合のこの委員会における取扱いについてお諮りをしておきたい。案としましては、芦屋市霊園使用者選考委員会が市長から芦屋市霊園の使用者を決定する基準、その他の必要な事項について定めることについて随時に諮問を受ける場合、この使用者選考委員会の開催が時間的に困難で且つ諮問の内容が芦屋市霊園使用条例等の関係法令に準じて判断が可能な場合、あるいは社会通念上妥当だと判断できる事案については委員長判断により答申し、次回の委員会で各委員の了解を得る方向とする。

急ぐ場合は今回の様な処理を認めていただくという事が出来たら非常に有難い。いかがでしょうか。

中上委員 委員長だけではなく、複数の委員でお願いできたらと思います。

野島委員 委員長の判断にお任せしたいと思います。ただ事務局の方で報告が出来るようにしていただければ、事務局を信頼するという事でいいと思います。

委員長 今、2つの意見が出ましたがどうでしょうか。

進藤委員 この様な問題が出た場合のみ、委員長ともう1人を決めて置く方法で、どうでしょうか。

委員長 それでは、常に連絡が取りやすい副委員長と相談させていただくという事でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 緊急の判断を要する場合については、副委員長と共に判断をするという事でご了解を得たいと思います。

次にその他の諮問の場合どのような取扱いにするかという事ですが、できるだけ選考委員会を開催し、お決めいただくのが適当ではないかなという考え方でいますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、重大な事項が発生した場合は、改めて皆さんに提案して協議をして頂くという形で進めたいと思います。この報告事項については、終了させていただきます。

2番目の墓地使用の申込結果について、事務局から説明をお願い致します。

事務局 (申込件数について説明)

資料の「募集墓地申込件数一覧表」をご覧ください。

まず、遺骨のない方が応募できる申込結果です。

募集区画数	申込区画数	申込者数	残区画数
10	8	25	2

つづきまして、遺骨のある方のみが応募できる申込結果です。

募集区画数	申込区画数	申込者数	残区画数
23	13	98	10

全区画数 33 区画の内申込区画数 21 区画、申込者数 123 名、残区画数 12 区画となりました。

なお、遺骨のない方が応募できる 10 区画の内応募無の 2 区画については、平成 23 年度及び平

成 24 年度，2 年間に渡り応募がありませんでしたので，平成 25 年度以降に常時募集とします。募集時期につきましては，6 月以降の予定に行いたいと考えておりますが，ご審議のほどお願いします。

委員長 事務局から報告並びに使用者の申込結果について説明がありましたが，何かご質問，ご意見はございませんか。

野島委員 やはり相変わらず同じ結果なのかなと思うのが実感です。それなりのお値段で同じ面積なのに 4 件と 0 件，やはり場所ですね。この 4 件の方が 0 件の方に行くかというに行かれないですね。これをどうするかですね。せっかく応募があるのに。

委員長 0 件と 4 件の差は何でしょう。

事務局 まず，水道が近くにあるかどうか。それと方角ぐらいしか考えられないです。

進藤委員 居宅なんかは奥になったら安くなったり，手前は高くなったりしますが，そのように出来ませんね。

事務局 過去には，角地は真中よりもお値段が高い時期もありました。今は同じです。今回は環境課に来られた方が見れるように申込状況を張り出しております。また応募結果につきましてはホームページにも掲載しております。

直林委員 大きな区画は，分筆を考えた方がいいのではないですか。

事務局 30 平米の場所は川に面している所で入口が道路沿いにありまして一番奥です。隣も含めて 3 区画全て 30 平米です。一番奥ですから単純に計算しまして間口 5m 奥行 6m 半分に分けますと間口 2.5m 奥行 6m という長方形になります。その長方形を誰が好まれるかという事だけです。分筆できる所というのは奥行が狭くて間口が広い所になります。

委員長 ご質問，ご意見等出尽くしたようでございますので，次に抽選方法について，事務局から説明をお願いします。

事務局 抽選方法について，説明いたします。

(抽選方法について説明)

委員長 この形で今年も行なっていただくという事でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長　それでは、抽選を事務局案の形で実施していただくという事で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長　それでは次に、今後の日程ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局　今後の日程を説明いたします。

抽選会は2月18日(月)午後1時30分から市役所分庁舎2階大会議室で行います。来場者の制限は致しておりませんが、会場における営業活動の行為抑制のため石材店等業者の方の入場は禁止しております。抽選会終了後2月22日(金)までに当選通知を発送し、当選者の書類審査を2月26日(火)から2月28日(木)までに行います。使用料の納付期限は3月29日(金)とし、4月1日付けで使用許可を行う予定でございます。以上が今後の日程でございます。

委員長　事務局から今後の日程につきまして説明がありましたが、ご意見等はございますか。特にございませんでしたら、この日程を進めてさせていただきます。

(異議なし)

委員長　その他、事務局から何かありませんか。

(なし)

委員長　常時募集の状況について説明をお願いします。

事務局　24年度常時募集につきましては、4件の内6平米のところは開始してすぐ申込が複数ありまして抽選にて決定させていただきました。13.5平米、20平米、22平米につきましては、まだ常時募集しておりますが、今の段階では申込はありません。

委員長　常時募集のPRはどのような形でやられているのですか。

事務局　当初6月は広報に記載させていただき、その後はホームページの新着情報に掲載という形式にさせていただいております。

委員長　他にございませんでしょうか。無いようでしたら霊園の墓地が市民の皆さんに出来るだけ多く利用していただける様に事務局の方で検討していただきたいと思ひます。

事務局　議事録をホームページに掲載させていただくのですが、掲載するにあたりまして委員さんのお名前を出した形で、掲載をするという事となっておりますので、ご了解をいただければと思ひます。要約させてもらった形ですが事前に確認していただいたうえで掲載させていただきます。

(異議なし)

委員長     なければ，これもちまして，委員会を終了いたします。  
              どうもご苦労様でした